

2027

大阪公立大学 法科大学院



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

<https://www.omu.ac.jp/lawschool/>

QRコードからも
アクセスできます。



大阪公立大学 大学院法学研究科

2026年7月



LAW SCHOOL
Osaka Metropolitan University



大阪公立大学
Osaka Metropolitan University

都市で学ぶ、都市から学ぶ 市民のための法律家の養成を目指して



最大規模の公立大学

大阪公立大学法科大学院は、2022年4月、
大阪市立大学法科大学院の伝統を受け継ぎ、
再出発しました。
これまでと変わることなく、公立大学ならではの
少人数教育により、真のプロフェッションとしての
法曹の養成を目指します。

大学院法学研究科長・法学部長 守矢 健一（ドイツ法）



社会あるところ法ありと言われるが、社会あるところにルールはあっても、法があるとは必ず言えるわけではありません。ルールに則った経済合理性の名のもとに法が侵害される場合もあり、だからこそ、信託とか信頼といった、公共のサステナビリティをめぐる、ルールの質を問う理念が改めて注目され重要性を高めています。
大阪公立大学法学部・法学研究科では、法学のみならず政治学が研究・教育の対象です。政治が、社会全体の構造転換について一義的決定を施すための重要な方法だとすれば、そのような決定が不当に個人々々を圧迫せず、個人々々がその能力を十分に開花させ、活気ある社会発展を可能とするために、法が機能せねばならない。政治と法とが、ときに相互の緊張をはらみながら十分に機能する社会こそが、持続可能な社会発展の基礎です。

本学法学部・法学研究科の大きな特長は、教員と学生とが共に、都市のなかで法と政治につき学び考えるところにあり、この特長は大阪市立大学法学部創設から80年近く、大切に育まれてきました。卒業生たちは、法曹、公務員、企業人、研究者などの道に進み、高い信頼を勝ちえています。都市は一方でまさに都市として、国内外の諸都市との結節点であり、他方で、周囲の領域に支えられてもいます。本学部・本研究科の教員と学生は、民主主義を担う市民として、都市を含む社会全体を深部において支え動かす存在であり続けようとして今日に至るまで努力を傾けています。

2022年の大学統合により法学部・法学研究科の陣容も充実し、同時に総合大学としての他の諸分野との連携の密度も高めています。その一例は都市シンクタンク機能の強化活動であり、この活動が生み出した新たな対話の中で、文系・理系を問わず、「誰一人として取り残さない」ままで社会を活気ある展開へと導くため、法学と政治学の役割が増しており、しかもその法的・政治的な知の根柢の更新も不可欠であることが次第に明らかになっています。研究成果の持続的かつ真の社会還元のためにも、私たちは国内外との（特にドイツとの国際学術交流には定評がある）研究交流を充実させ、最新のそして楽しい基礎研究を核心とし、大阪から活気ある知的刺激を提供したいと企んでいます。

研究と一体となった教育こそ大学の最大の任務です。本法学部では、少人数で教員とともに学ぶ演習科目（ゼミ）を教育の核とし、体系的でありながら自由な選択の幅も確保された講義提供により、多様な関心を持つ学生が、法と政治とを内面的関心を以て学べるよう努めています。法曹養成プログラムや法学・政治学の大学院科目の先行履修など、学部と大学院とを架橋するカリキュラムを設け、法と政治とに対する学生の知的好奇心の刺激と責任感の醸成とを目指しています。法学政治学専攻（博士前期課程・博士後期課程）と法曹養成専攻（法科大学院）からなる2つの大学院においては、少人数教育を一層徹底し、未来の法学政治学研究者と法曹の担い手、さらに修士・博士の学位を備えた社会人を育成し、理論と実務がしのぎを削りつつ共に発展する対話空間の構築につとめています。

大学院法学研究科法曹養成専攻長 小柿 徳武（商法）



大阪公立大学法科大学院は、前身の大阪市立大学法科大学院からバトンを受け継ぎ、「真のプロフェッションとしての法曹」を養成することを目指しています。すでに本法科大学院からは、真のプロフェッションと呼ぶに値する数々の法曹が輩出し、社会においてそれぞれの貴重な役割を果たしておられます。

どのような領域でも、真のプロフェッションは、その専門家でなければできない仕事を成し遂げることを誇りとするとともに、それを行うことを社会における自らの使命とする高い自覚を持ち、この使命をよりよく果たすための日々の努力を怠ることがありません。

法曹の世界に入ること、そのプロフェッションたることの厳しさは、ご存知のとおりです。それでもなおこの道を歩もうとする皆さんの志を、とても尊いものであると私たちは考えます。そして、本法科大学院で、真のプロフェッションを目指していただきたいと思います。

そのためには、自らが法曹になって何を成し遂げるべきなのか、考えてください。それは、日本にとどまらない広い視野という横軸と、歴史という縦軸を持ち、社会と人間に対する鋭く深い洞察力をもって初めて、像として浮かび上がってくるものでしょう。この像を胸に、強い意志をもって学んでください。

本法科大学院の特徴として、「風通しの良さ」と「教員と学生の距離の近さ」を上げることができます。学生数が少人数であるからこそ、共通の目標に向かって、互いに切磋琢磨し合う気風を有しています。まずは司法試験に合格することが目標ですが、最終的な目標は、真のプロフェッションとして社会で活躍することです。そのために必要なものを、本法科大学院はすべて備えています。皆さんの夢に向かって、是非、本法科大学院の扉をたたいてみてください。



大都市において発生する法的問題は、大都市を主たる活動拠点とする企業の経済活動にかかわる問題、様々な社会的弱者を含む、大都市に住まう市民の日常生活にかかわる問題、そして、大都市が経済および社会のグローバル化の最先端に位置することに伴う国際的な問題に大別されます。

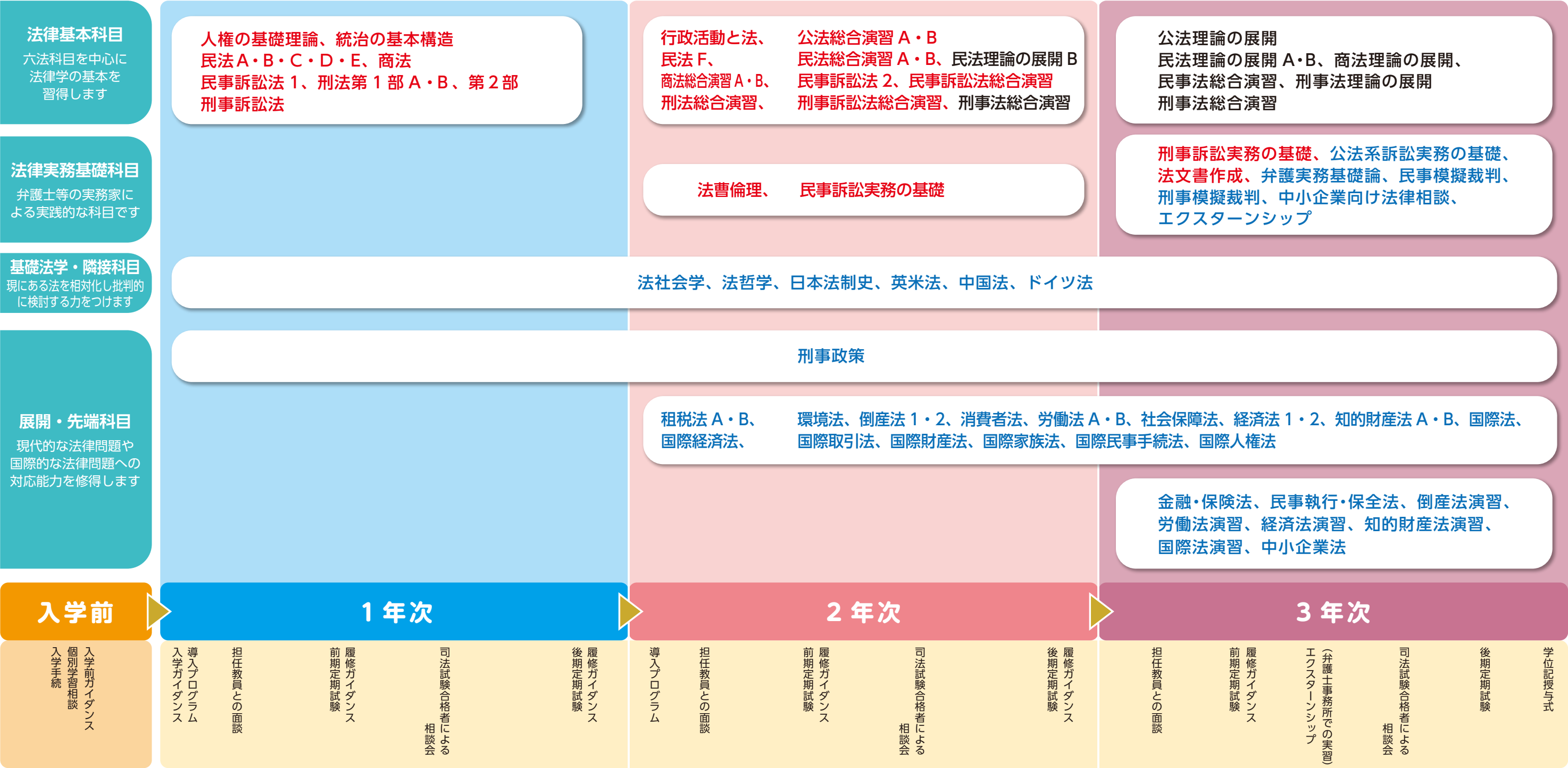
大都市大阪市の市域に設置される唯一の法科大学院として、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指します。

目的 ～真のプロフェッションとしての法曹の養成を目指して～

- ◆ 新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神と、法曹実務の世界においてリーダーシップを発揮し、法実務の発展を担っていこうとする意欲とを有していなければなりません。
- ◆ 実定法の技術的な解釈に終始することなく、基礎法科目や外国法科目、隣接科目、展開・先端科目などについての深い学識に基づいて、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力を備えていなければなりません。
- ◆ 人間という存在への深い関心と紛争当事者の苦悩を真摯に受け止めることのできる豊かな人間性を備え、そのうえで、法曹としての社会的責任を十分に自覚し、公益的業務に積極的に取り組む意欲を有していなければなりません。

カリキュラム

注) 赤字は必修科目、青字は選択必修科目、黒字は自由選択科目



カリキュラムは、1年次で法律基本科目について徹底的に学習したうえで、2年次と3年次には、その学習成果をより一層深めるとともに、多様な法分野に発展させていくという積み上げ型で構成されています（3年標準型）。ただし、入学時に既に十分な法学の知識を修得していると判定された者については、1年次に配当されている必修科目33単位等の履修が免除され、2年次配当科目から履修することができ、2年間で修了することが可能です（2年短縮型）。



【進級要件単位数】

1 年次生
必修科目 33 単位のうち 27 単位

2 年次生
必修科目 28 単位のうち 22 単位

【修了要件単位数】

法律基本科目	必修科目	57 単位（2 年短縮型は 24 単位）
法律実務基礎科目	必修科目	8 単位
	必修科目以外から	2 単位選択必修
基礎法学・隣接科目		4 単位選択必修
展開・先端科目		12 単位選択必修*
*ただし法曹養成専攻の規程で定める選択科目を 4 単位以上含まなければならない。		
履修した上記の科目以外の科目		14 単位

3つの履修モデル

理念・目的を実現するために、学生一人ひとりの特性に配慮した、きめ細かく徹底した少人数教育が可能な教育体制の下で、3つの履修モデルに沿った多彩な科目を提供しています。

1 企業の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

2 社会的弱者を含む市民の法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

3 グローバル化に伴う法的ニーズに応えられる法曹を目指す学生の履修モデル

選択必修・自由選択科目

商法理論の展開
中小企業向け法律相談
金融・保険法
経済法1
知的財産法A
知的財産法B
知的財産法演習
中小企業法
弁護実務基礎論
民事模擬裁判
英米法
中国法
民事執行・保全法
倒産法1
倒産法2
国際民事手続法

刑事法総合演習
刑事模擬裁判
刑事政策
社会保障法
労働法A
労働法B
国際人権法
公法理論の展開
弁護実務基礎論
法社会学
法哲学
環境法
消費者法
倒産法1
倒産法2
国際家族法

国際法
国際経済法
国際取引法
国際財産法
国際家族法
国際民事手続法
国際人権法
商法理論の展開
刑事法総合演習
弁護実務基礎論
民事模擬裁判
英米法
中国法
ドイツ法
環境法
金融・保険法
経済法1

必修科目

人権の基礎理論	統治の基本構造	行政活動と法	公法総合演習A・B
民法A・B・C・D・E・F	民法総合演習A・B	商法	商法総合演習A・B
法曹倫理	法文書作成	民事訴訟法1・2	民事訴訟法総合演習
民事訴訟実務の基礎	刑法第1部A・B	刑法第2部	刑法総合演習
刑事訴訟法	刑事訴訟法総合演習	刑事訴訟実務の基礎	

教員と担当科目

※2026年4月1日時点のものです

研究者専任教員

- | | | |
|--|---|--|
| ◆高田 倫子 教授(憲法)
統治の基本構造
公法総合演習A(憲法訴訟論) | ◆坂口 甲 教授(民法)
民法B(債権総論) 民法C(契約法)
民法総合演習B 民法理論の展開B | ◆藤井 徳展 准教授(民法)
民法E(担保法)
民法総合演習B |
| ◆小柿 徳武 教授(商法)
商法(企業組織法) 商法理論の展開
商法総合演習A(企業組織法) 中小企業法
商法総合演習B(企業取引法) | ◆鶴田 滋 教授(民事訴訟法)
民事訴訟法1(判決手続の基礎)
民事訴訟法2(複雑な訴訟・上訴)
民事訴訟法総合演習 | ◆金澤 真理 教授(刑法)
刑法第1部A(総論・犯罪論および刑罰論の基礎)
刑法第1部B(総論・犯罪論の展開)
刑法総合演習 刑事法理論の展開 |
| ◆岩崎 正 教授(刑法)
刑事政策 ※2026年9月着任予定 | ◆勝田 卓也 教授(英米法)
英米法 | ◆酒井 貴子 教授(租税法)
租税法A 租税法B
中小企業法 |
| ◆和久井理子 教授(経済法)
経済法1 経済法2
経済法演習 中小企業法 | | |

実務家教員

- | | | |
|---|---|---|
| ◆安田 善紀 教授(民事法)[弁護士]
法曹倫理 民事訴訟実務の基礎
エクスターンシップ
中小企業法 | ◆原田 裕彦 特任教授(民事法)[弁護士]
民事模擬裁判
中小企業向け法律相談 | ◆山本 健司 特任教授(民事法)[弁護士]
法文書作成
弁護実務基礎論(ロイヤリングを中心に) |
| ◆高見 秀一 特任教授(刑事法)[弁護士]
刑事訴訟法総合演習 刑事訴訟実務の基礎
刑事模擬裁判 | ◆杉本 吉史 特任教授(刑事法)[弁護士]
刑事法総合演習
刑事訴訟実務の基礎 | ◆溝渕 雅男 特任教授(民事法)[弁護士]
倒産法1 倒産法2
倒産法演習 |
| ◆塩見 卓也 特任教授(民事法)[弁護士]
労働法A 労働法B
労働法演習 | ◆永田 貴久 特任教授(民事法)[弁護士]
知的財産法A 知的財産法B
知的財産法演習 中小企業法 | |

研究者兼任教員(*の教員は法曹養成専攻運営に関与)

- | | | |
|---|----------------------------------|-----------------------------------|
| ◆森山 浩江* 教授(民法)
民法D(法定債権) 民法F(家族法の基礎)
民法総合演習A 民法理論の展開A | ◆仲 卓真 准教授(商法)
商法理論の展開 | ◆松倉 治代 准教授(刑事訴訟法)
刑事訴訟法 |
| ◆安竹 貴彦 教授(日本法制史)
日本法制史 | ◆守矢 健一 教授(ドイツ法)
ドイツ法 | ◆川村 行論* 准教授(社会保障法)
社会保障法 中小企業法 |
| ◆中井 愛子* 教授(国際法)
国際法 国際人権法 | ◆山下 朋子 准教授(国際経済法)
国際経済法 国際取引法 | ◆王 晨* 教授(アジア法)
中国法 |
| ◆古谷 貴之* 教授(民法) | ◆根本 到* 教授(労働法) | ◆徳永 元* 准教授(刑法) |

兼任講師

- | | | |
|--|------------------------------------|--|
| ◆渡邊 賢[大阪公立大学名誉教授]
人権の基礎理論 公法理論の展開 | ◆松戸 浩[立教大学大学院法学研究科]
公法理論の展開 | ◆重本 達哉[同志社大学大学院司法研究科]
行政活動と法 公法総合演習B(行政救済論) |
| ◆杉本 好央[龍谷大学法学部]
民法A(総則・物権総論) | ◆高田 昌宏[早稲田大学大学院法務研究科]
民事訴訟法総合演習 | ◆草尾 光一[弁護士]
民事法総合演習 中小企業向け法律相談 |
| ◆三島 聡[大阪公立大学名誉教授]
刑法第2部(各論) 刑事訴訟法総合演習 | ◆川崎 英明[関西学院大学名誉教授]
刑事法理論の展開 | ◆山下 侑士[弁護士]
公法系訴訟実務の基礎 |
| ◆市村 和也[弁護士]
民事模擬裁判 | ◆高橋 幸平[弁護士]
民事模擬裁判 | ◆辰田 昌弘[弁護士]
中小企業向け法律相談 |
| ◆小原 正敏[弁護士]
中小企業向け法律相談 | ◆道上 達也[弁護士]
中小企業向け法律相談 | ◆阿部 昌樹[大阪公立大学名誉教授]
法社会学 中小企業法 |
| ◆早川のぞみ[桃山学院大学法学部]
法哲学 | ◆山本 紗知[大阪大学法学研究科]
環境法 | ◆森貞 涼介[弁護士]
消費者法 |
| ◆石田 眞得[関西学院大学法学部]
金融・保険法 | ◆仲田 哲[弁護士]
民事執行・保全法 | ◆国友 明彦[大阪公立大学名誉教授]
国際財産法 国際家族法 国際民事手続法 |
| ◆生熊 長幸[大阪市立大学名誉教授]
中小企業法 | ◆岡本 岳[弁護士]
中小企業法 | ◆白出 博之[名古屋経済大学法学部]
中小企業法 |
| ◆高橋 眞[大阪市立大学名誉教授]
中小企業法 | ◆赫 高規[弁護士]
中小企業法 | ◆中原 茂樹[関西学院大学司法研究科]
中小企業法 |



すでに活躍されている修了生3名がメッセージをお届けします。

家高 陽子

弁護士

私は、弁護士として東京、大阪の法律事務所で勤務したのち、現在は特定任期付職員として地方公共団体に所属しています。現在の職場では、職員からの法律相談、職員と顧問弁護士との橋渡し役、行政不服審査制度における審理員、職員への研修などを行ってきました。

大阪市立大学ロースクールは少人数制のため、先輩後輩を含めた学生同士はもちろんのこと、教職員や実務家の先生方にも気軽に相談しやすい環境でした。司法試験の受験は、皆で切磋琢磨し助け合って乗り切ることができました。

現在私は、他の弁護士と比べると、法曹関係者との関わりあいが少ない環境にいますが、それでもロースクールで得た知識、学び、考え方などを十分に生かすことができます。また、今でもロースクールの仲間と仕事・プライベートの両面でつながっており、大変心強いです。

大阪公立大学ロースクールに入学された方々におかれましては、ロースクールでの生活が実りあるものになるように願っています。そのための環境は整っていると思います。

谷口 友輔

弁護士

私は大阪市立大学ロースクール末修者コースを卒業し、令和6年12月より、名古屋で弁護士をしております。

本校は少人数制のロースクールであることから、教授及び実務家教員の先生方との距離が近いため発言をする機会が多く、活発な議論が行え、非常に充実した授業を受けることができました。また、授業が終わった後にすぐに質問を行うことができ、先生方も熱心に応じてくださるなど、とても恵まれた環境にあったと思います。

また、学生同士も仲良くなりやすく、ゼミを組んだり、議論をしたり、悩みを相談できる環境があったからこそ、司法試験を乗り越えることが出来たのだと思います。

弁護士となり、様々な案件・事件を取り扱って仕事をしていく中で、非常に悩ましく時には辛いこともありますが、ロースクールの仲間と連絡を取り相談することで救われることもあります。

皆さんが、大阪公立大学ロースクールに入学された後には、先生方から熱い指導をうけ、気心の知れた仲間たちと切磋琢磨される日々を経て、法曹界をはじめ、さまざまな分野、業種でご活躍されることを応援しております。

山下 裕芽

株式会社フジキン 総本社 管理本部 法務室

私は気体や液体の流体を制御する機器・システムのメーカーで、法務業務に従事しています。現在、契約書の管理や審査、作成が私の主業務です。

トラブルから会社を守るには、契約の締結によって生じる自社の権利関係や想定されるトラブルを把握し、事前にリスクを極小化することが重要です。契約書の条項から予めリスクを察知する力は、ロースクール時代のエクスターンシップや中小企業向け法律相談といった実務科目で身に付いたように思います。さらに、授業を通じて実際にどんな法的問題が起きているのか意識できるようになったこと、基本書を読んだり論文を書いたりしたことは、現在の法務業務においても非常に役立っていると実感しています。

また、授業で実務に触れる機会は、キャリアビジョンを考えるきっかけや、つらい勉強を乗り越えるモチベーションにもなります。どうぞ、公大ロースクールのカリキュラムを活用し、皆さんの夢の実現に向かって邁進してください。応援しています。

自習室



学生1人につき机1台が整備され、両脇および対面の机との間には間仕切り(パーティション)が設けられ、共用パソコンとプリンターが設置されています。また、各自のノートパソコンを持ち込み、自習室内に整備された無線LANによりインターネットを利用することができます。

演習室



演習科目のほとんどは、このような教室で授業を行います。1つの授業における学生数は30人程度の少人数で、ロースクールならではの双方向的または多方向的な議論による授業が行われています。

法曹養成専攻資料室



授業の予習・復習に必要な、基本書、法律雑誌のバックナンバー、判例集等を揃えた専用の資料室が設けられています。資料室では、判例検索をはじめ、法学雑誌を閲覧できるデータベースが利用できます。また、共有のパソコン、プリンター、コピー機も設置されています。

杉本図書館



杉本キャンパスの図書館として、幅広い分野の学習用図書や研究用専門書を揃えています。閲覧座席は約1400席あり、勉強のスタイルに合わせて活用できる様々なスペース(個室、サイレントエリア、一人がけの閲覧席等)が充実しています。平日開館日は夜9時までご利用になれるほか、Webサービスで自宅からも各種手続きができます。

《授業料をサポート》

★特待生制度

学費の軽減を図るとともに、学生の学修意欲を高めることを目的に、特に成績が優秀であると認められる者に対して、授業料の全部または一部を免除する特待生制度を設けています。

《学習をサポート》

★アカデミック・アドバイザー制度

本学出身の若手弁護士から、正課の授業の補助としてさまざまなアドバイスを受けることができます。希望者を対象とするクラス単位の勉強会および個別の学習相談等を行っています。

《入学前から修了後までの様々なサポート》

★入学前サポート

1月の入学手続き時に、教員による個別相談を行います。3月上旬頃の新入生向け説明会では、法科大学院での学習をスムーズに始められるよう、授業や学習方法などについて説明します。本学出身の若手弁護士による学習オリエンテーションも行われます。

★履修ガイダンス

各学期の授業開始前に各担当教員による科目別ガイダンスがあります。授業の進め方等を説明します。

★導入プログラム

2年生向けに、司法試験で必要とされる知識・能力と授業がどのような関係を持つかを明らかにします。このプログラムの受講によって、スムーズかつ効果的に授業を受けられるようになります。

★クラス担任制

学生1名につき2名の担任教員が配置されます。面談等を通じて、学習上の悩みや要望等について相談することができます。

★オフィス・アワー

授業時間以外でも個別に納得がいくまで質問することができます。学習相談にも応じます。

★司法試験合格者による相談会

司法試験合格者と交流を深める場です。合格者に学習相談すること等によって、学習の時間・内容・方法が、合格者の実際に行ってきた学習等と比べて、適切かどうか点検し、改善する契機となります。合格者が体験談を語り、その後、学生が個別に相談する形式です。

★法曹養成研修生制度

本専攻修了後、司法試験受験のため引き続き本研究科の学習支援の下で自学自習を希望する修了生に対し、所定の手続きを経ることで、杉本図書館、法曹養成専攻学習室、法曹養成専攻資料室、その他必要な施設等の利用を認めています。

★キャリアアドバイス窓口制度

社会のさまざまな分野で活躍する修了生から在學生や最近の修了生が進路についてのアドバイスを受けられる制度を2021年5月に発足しました。相談に応じるキャリアアドバイザーたる修了生には弁護士(法律事務所で働く者の他、企業等に勤務するインハウスローヤーも含む。)はもちろん、裁判官、検察官、さらに企業法務員、各種公務員等がいます。

エクスターンシップ

受講生が法律事務所に派遣され実習を受けることができます。法曹倫理の受講を終え、一通り基礎的な法律知識を習得した学生が、その基礎知識が実務でどのように生かされているのかを体得することが目的です。3年生の夏休み期間中に実施されます。受講生の引受先法律事務所を確保する必要がありますが、有恒法曹会のご協力により、多くの受講が実施されています。

【履修者の感想】

- 手続の現場や書面を見ることによって、訴訟法の理解も進み司法試験にも直結する効果があるのだという実感があります。
- 事件の記録を見せていただいたり、実際に法廷に行ったり、相談に同席させていただいたりモチベーションがすごくあがりました。
- 今やっている勉強が実務で役立つなと思いました。
- 実際のイメージがわくようになって、こんなふうになりたいという目標ができた。

各種講演会

■ 中小企業支援法律センター講演会

2019年10月	働き方改革関連法について
2017年 7 月	中小企業から見た働き方実行計画 ―残業規制を中心に―
2015年 7 月	平成27年税制改正が中小企業に与える影響
2012年11月	最近の中小企業における労働問題 ―メンタルヘルスを中心として―
2010年11月	最近の中小企業における労働問題 ―残業・解雇問題を中心として―
2008年12月	事業継承の最新ノウハウ
2006年10月	チャレンジする中小企業 中国ビジネスに必要な法知識 中小企業のライフステージと信用保証

■ ブリッジ企画

2026年 5 月	冤罪と再審制度を考える
2025年 5 月	性別変更後の法的親子関係 ―「当事者が争わない訴訟」により得られた最高裁判決―
2024年10月	最高裁判例獲得に至る労働事件の弁護士活動
2023年 6 月	職場での人権侵害と格闘する弁護士
2021年10月	労働法の世界と弁護士の役割
2019年 4 月	無罪に辿りつくために乗り越えるべき壁
2018年 4 月	「債権法改正」と実務
2017年 4 月	違法行政にどうやって立ち向かうか ―タクシー規制をめぐる行政紛争を素材に―
2016年 4 月	無実の人が無罪判決を受けるまでの道のりに、 弁護士は何かができるか ―無罪判決の裁判員裁判を素材に―



中小企業支援法律センター

2005年4月に「大阪市立大学中小企業支援法律センター」を開設し、法曹養成教育の一環として、有恒法曹会の協力のもと、中小企業の事業者の皆様を対象とした無料法律相談を実施しています。

相談場所は、アクセス至便な梅田の中心地です。

相談内容としては、売掛金の回収、商品の納入や仕入、金融機関からの融資、事業用不動産の購入や賃貸借、従業員の処遇、特許・商標・著作権の管理、外国企業との取引などにかかわる法的なトラブルなどです。

また、この無料法律相談をカリキュラムに取り入れ、中小企業に関連した法実務の現場で何が行われているのかを理解し、その法実務の現場において、法の素人にも理解可能なかたちで的確な法的アドバイスを与えることができるだけの知識と技能を身につける絶好の機会を提供しています。



有恒法曹会

有恒法曹会幹事長・弁護士 山本 健司

有恒法曹会は、大阪市立大学・大阪公立大学出身の弁護士、裁判官、検察官などの法曹有資格者を会員とする団体、いわゆるOB・OGの会として1964年に発足し、当時40数名だった会員数が、大阪公立大学・大阪公立大学法科大学院となった現在では約860名に達しています。大阪弁護士会を中心に各地の弁護士会において、弁護士会会務や人権擁護活動など様々な分野でアクティブに活躍する会員が多く、ほかにも、民間企業や行政分野でインハウスローヤーとして活躍されている方や、勿論、裁判官や検察官として活躍されている会員もおられます。大阪地検初的女性検事正も有恒法曹会会員でした。

このような有恒法曹会では、大阪公立大学法科大学院の在學生及び修了生に対する支援・サポートがその最も重要な活動となっています。

具体的には、会員の法律事務所でエクスターンシップを受け入れ、会員が実務家教員として法科大学院教育に直接携わるだけでなく、論理的思考力や文章起草能力を高めるための特別演習の講師としてのアカデミック・アドバイザーやゼミ・答案練習指導等の指導、修了生指導等のスタッフとして、多くの会員が日々、在學生・修了生に向き合っており、積極的にサポート・支援活動を実践しています。特に、このようなサポート・支援活動において特徴的なのは、在學生・修了生と指導スタッフとの間の緊密感が高いことです。サポート・支援に関わる会員の多くは、在學生・修了生だったころに先輩会員の熱心な指導を受けており、そこで培われ、身に着けたものを後輩に還元したいという熱意に燃えている人々たちなのです。

どうかみなさん、このような先輩会員の熱意を、積極的に、「有効活用」していただき、司法試験合格をより確実なものとし、合格後は、今後は有恒法曹会会員として、後進の在學生・修了生のサポート・支援に携わっていただければ、未来に向け、有恒法曹会としての縦のつながりを一緒に紡ぎ続けていただきたいと思います。

※下記の概要は現時点での予定であり変更する場合があります。必ず募集要項で詳細をご確認ください。

● **入学定員** 30名（内訳：3年標準型 10名程度、2年短縮型 20名程度）
※3年標準型及び2年短縮型の内訳は、あくまでも人数見込みであり、厳格な定員枠ではありません。

- **出願資格(抜粋)**
- ① 大学（短期大学を除く、以下同じ）を卒業した者及び2027年3月までに卒業見込みの者
 - ② 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者及び2027年3月までに修了見込みの者
 - ③ 本専攻において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、2027年3月31日までに22歳に達するもの
 - ④ 2027年3月31日の時点で大学に3年以上在学することとなる者で、出願時に大学卒業に必要な単位を90単位以上修得しており、かつ、修得した単位のうち、「A」以上（100点満点で80点以上、又はそれに相当するレターグレード）の成績が60単位以上であるもの。ただし、上記各単位には、出願時に在学する大学に入る前に修得したものを含まない。

※大阪市立大学又は大阪公立大学大学院法学研究科法曹養成専攻を修了し、法務博士（専門職）の学位を有する者の出願は認めません。

なお、上記以外の出願資格については募集要項を参照してください。

- **出願書類等**
- | | |
|-----------|---|
| 必須 | ① 出願確認票
インターネット出願登録を行い、入学検定料等の支払い後、インターネット出願サイトからA4サイズの白の用紙に印刷してください。 |
| | ② 写真票
本学所定の様式に必要事項を記載し、写真を貼ってください。 併願の場合、両方の試験の写真票が必要です。(写真は2枚必要) |
| | ③ 卒業（見込）証明書／成績証明書／自己評価書／成績申告書など |
| 任意 | ① TOEFLやTOEIC等のスコアやその他の語学検定の合格証明書 |
| | ② 公的資格を取得していることを証明する書類など |

- **選抜方法** 本研究科が実施する選抜試験の成績及び出願書類の内容を総合的に考慮する「その他の要素の評価」により行います。
※入学試験の成績により、入学定員に満たない合格者数となることもあります。また、入学手続の結果、欠員が生じて、追加合格を行わないこともあります。

- 【選抜試験】
- 〔3年標準型〕小論文：社会一般に関する題材についての論述式試験であり、一般的な論理的思考力・理論的な文章を書く能力を試すためのもの
 - 〔2年短縮型〕憲法、民法、刑法・刑事訴訟法、商法、民事訴訟法
：出題方式は論述式を基本とし、2日間で実施

- 【その他の要素】
- 社会人としての経験や法学以外の課程の履修経験及び社会的活動（ボランティア活動など）の経験、公的資格・特技であって、かつ、それが本専攻での学修や将来の法曹としての活躍に役立つもの、入学志望動機、学部又は大学院での成績、外国語の能力などを総合的に考慮します。

- **学生募集要項の入手方法**
- 募集要項は、大阪公立大学入試情報サイトに掲載されます。
https://www.omu.ac.jp/admissions/g/exam_info/graduate/g_s_lawschool/

- **日程**
- 説明会：7月上旬頃・9月中旬頃
募集要項Webサイト掲載：7月上旬頃
出願登録：9月下旬から10月上旬頃
選抜試験：12月上旬頃
合格発表：12月下旬頃

法曹養成専攻の入学受入の方針(アドミッション・ポリシー)

- (1)大阪公立大学法学研究科法曹養成専攻は、大都市であるがゆえに発生する様々な法的問題に即応できる高度な法的能力を備えた、真のプロフェッションとしての法曹の養成を目的とする。この目的のもと、本専攻は、新たな法的問題に果敢にチャレンジする精神、現にある法を相対化し、批判的に検討することのできる高度の能力、人間という存在への深い関心、人の苦しみに共感しようとする姿勢、人々及び社会のために困難な仕事を遂行しようとする志を有する学生を求めている。
- (2)入学者選抜にあたっては、法曹となろうとする者に必要とされる専門的学識及び応用能力並びに法曹としての実務に必要な学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受けるために求められる適性及び能力の有無を適確かつ客観的に判定する。
- (3)入学者選抜にあたっては、大学で法学を学んだ者のみならず、公平性、開放性、多様性の理念のもと、法学以外の分野での専門知識や社会経験を有する者も受け入れる。このため、一般選抜において、法学既修者のための2年短縮型と、法学未修者のための3年標準型に分けて、試験を実施する。
- (4)2年短縮型の入学者選抜では、論述式法律試験科目において、文章の正確な読解力、理論的な推論・分析・判断を的確に行うことのできる能力、および思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力のほか、本専攻において1年次に提供される法律基本科目についての基礎的な学識、および2 年次配当科目の履修の前提として必要な学識を備えているかどうかを判断する。加えて、書面審査により、上記(1)に示した人物としての資質を有しているかどうかを総合的に判断する。
- (5)3年標準型の入学者選抜では、小論文試験において、法科大学院における履修の前提として必要な能力、すなわち文章の正確な読解力、理論的な推論・分析・判断を的確に行うことのできる能力、そして、思考のプロセスと結果とを明確に表現する能力が備わっているかどうかを判断する。加えて、書面審査により、上記(1)に示した人物としての資質を有しているかどうかを総合的に判断する。
- (6)本専攻では、以上のほかに、「大阪公立大学(大学院法学研究科)及び大阪市立大学(法学部)の法曹養成連携協定」及び「大阪公立大学(大学院法学研究科)及び大阪公立大学(法学部)の法曹養成連携協定」に基づき、大阪市立大学及び大阪公立大学における法曹養成プログラムにおける教育を受けた者に対して、特別選抜を実施する。この入学者選抜では、学業成績及び提出書類により、上記(4)と同等の能力、学識及び資質を備えているかを判断する。

2026年度入試状況

1. 選抜状況

(1) 選抜状況 ()内は合格者数に対する実質倍率

出願区分	募集人員	出願者数	受験者数	合格者数
3年標準型	10名程度	96名(5.6)	68名(4.0)	17名
2年短縮型	20名程度	176名(6.6)	118名(3.1)	27名

注)3年標準型と2年短縮型の両方に合格したのは1名です。

(2) 合格者の内訳 ()内は合格者内の比率(%)

出願区分	合格者	経歴別				
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者かつ社会人	他学部出身者または社会人
3年標準型	17名	15名(88.2)	2名(11.8)	3名(17.6)	1名(5.9)	4名(23.5)
2年短縮型	27名	25名(92.6)	2名(7.4)	3名(11.1)	2名(7.4)	1名(3.7)

2. 入学者

()内は入学者内の比率(%)

出願区分	入学者	経歴別				
		法学部出身者	他学部出身者	社会人	他学部出身者かつ社会人	他学部出身者または社会人
3年標準型	12名	11名(91.7)	1名(8.3)	2名(16.7)	0名(0.0)	3名(25.0)
2年短縮型	16名 (うち特別選抜2名)	14名(87.5)	2名(12.5)	2名(12.5)	2名(12.5)	2名(12.5)

3. 出身大学

大阪公立大学 京都大学 神戸大学 岡山大学 金沢大学 東京都立大学 北九州市立大学 慶応義塾大学 中央大学
同志社大学 立命館大学 関西大学 関西学院大学 近畿大学 日本大学 大和大学 摂南大学 大阪経済法科大学

学費・奨学金等

学 費

学費は以下のとおりです。

入学料	納付区分	「大阪府民及びその子」注	282,000円
		「その他の者」	382,000円
授業料		年間 804,000円	

なお、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定後の金額が適用されます。

注 「大阪府民及びその子」は、次の対象者が所定の手続きを行い認定された場合に適用されます。
対象者：入学者本人もしくは入学者本人と同一戸籍にある父又は母が、入学日の1年以上前(2027年春入学者の場合、2026年4月1日以前)から引き続き大阪府内に住民票を有する者。日本国籍を有しない者も同一の要件です。

奨学金等

【特待生制度】

- 1 対象者・授業料減免額
成績上位優秀者を対象として授業料の全部又は一部を免除します。
- 2 選考方法・免除期間
(1) 半期ごとに対象学生を選考します。
(2) 免除期間は 6 か月間です。
在学中は選考の対象となりますので、成績によっては引き続いて免除を受けることも可能です。
(3) 初年度の前期に対象となる学生は、入学試験の成績で選考します。
次回以降は、直前の学期の学業成績により選考します。

※なお、特待生制度による授業料減免に採用された場合は、本学が取扱う授業料減免と重複して受けることはできません。

【経済支援制度】

本学には、授業料減免制度や奨学金などの学生が利用できる経済支援制度があります。各種制度に関する詳細や申請方法については、本学 Web サイトに掲載しています。
(大阪公立大学 経済支援制度)
https://www.omu.ac.jp/campus-life/tuition/financial_aid/



大阪公立大学入試情報サイトはこちらから

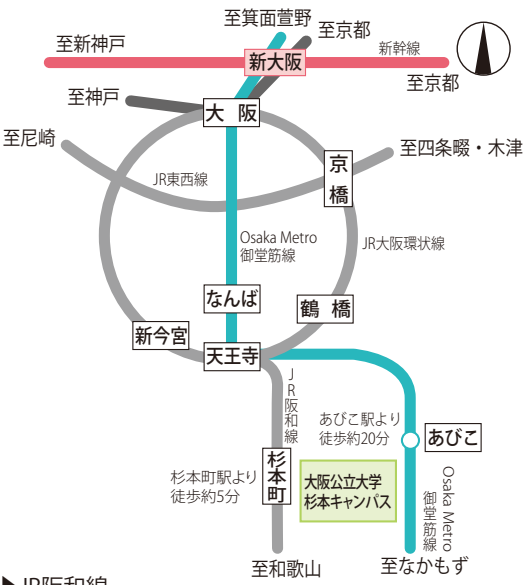
<https://www.omu.ac.jp/admissions/g/>

新着情報は本専攻ウェブサイトから

説明会や入試概要等最新の情報を随時更新していきますので、こちらでご確認ください。
<https://www.omu.ac.jp/lawschool/>

【お問い合わせ先】

法曹養成専攻事務室
〒558-8585
大阪市住吉区杉本 3-3-138
TEL. 06(6605)2301
FAX. 06(6605)2920



- ▶ JR阪和線
「杉本町駅」下車、東へ徒歩約5分
- ▶ Osaka Metro
「あびこ駅」下車、4号出口より南西へ徒歩約20分

キャンパスマップ



杉本キャンパス

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| 1 1号館 | 15 2号館 |
| 2 商学部棟 | 16 全学共通教育棟 |
| 3 経済学部棟 | 17 4号館 |
| 4 法学部棟
・事務室
・資料室
・ロースクール自習室 | 18 基礎教育実験棟 |
| 5 文学部棟 | 19 第1学生ホール |
| 6 経済研究所棟
・ロースクール自習室
・演習室 | 20 第2学生ホール |
| 7 都市科学・防災研究センター | 21 第3学生ホール |
| 8 田中記念館 | 22 スポーツハウス |
| 9 健康管理センター | 23 ゲストハウス |
| 10 河海工学実験場 | 24 インキュベータ |
| 11 学術情報総合センター
(杉本図書館) | 25 高原記念館・地域連携センター |
| 12 理学部棟 | 26 学生サポートセンター |
| 13 工学部棟 | 27 共通研究棟 |
| 14 生活科学部棟 | 28 人工光合成研究センター |
| | 29 本部棟 |

※当分の間、授業は杉本キャンパスで行われる予定です